

○医薬品の販売に伴う海外旅行招待等の自粛について

(昭和四〇年一月六日)

(薬発第八三一号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

近時、医薬品製造業者又は医薬品卸売業者の中には、医薬品の販売にあたり、取引先を海外旅行に招待し、又はその援助或いはあつせんを行ない、また取引先に対して乗用車等の過大な景品の提供を行なう事例が見受けられるが、このような行為は国民の医薬品業界に対する不信と批判を増大させ、業界の健全な発展のためにも好ましくないので、今後厳に自粛するよう貴管下関係業者に対し、御指導を煩わしたくお願いする。